

部局長会議議事要録

1 日 時 平成16年2月25日(水) 11:00～11:55

2 場 所 事務局第1会議室

3 議 事

(1) 法人化後の指定職俸給表の適用及び管理職手当について

学長から、法人化後の指定職俸給表の適用及び管理職手当の取扱いについては、2月13日開催の大学改革推進委員会・法人化専門委員会の合同会議で学長試案として提案の上、同日開催の部局長会議において、本日の部局長会議で検討することとなっていた旨の経過説明があった。加えて、管理職手当に関して、環境科学部から意見が出されている旨の報告があった。

引き続き、人事課長から、法人化後の指定職俸給表の適用及び管理職手当の支給方法として、資料1に基づき説明があった。

次に、環境科学部長代理から、①副学部長を設置した場合の管理職手当の支給、②研究科運営に係る重要なポストである研究科長、専攻長等への管理職手当の支給、③環境科学部の組織は、文系、理系の2学科相当であるため、学科長としての管理職手当の支給を考慮願いたい旨の意見を出したことに関して、説明があった。

これに対し、学長から、次のような説明があった。

- 副学部長の設置とその人数については学部の判断に任されており、新設のポストでもあることから、副学部長への管理職手当の支給については、今後検討することとしたい。
- 研究科長は研究科の主体となる学部長としての管理職手当が支給されており、また、生産科学研究科長及び医歯薬学総合研究科長に対しては独立研究科として管理職手当が措置されているが、専攻長については独自の制度のため、当面、管理職手当は難しいと考えている。
- 学科長への管理職手当の支給については、現在、文部科学省から指定された学科長に管理職手当を支給しており、今後の対応については検討することとしたい。

次に、学長から、教育学部附属学校の校長及び学内教頭の管理職手当に関して、現状等の説明があった後、教育学部長に対し、本件に関する教育学部の考え方について説明が求められ、次のような意見交換があった。

- 学内教頭の管理職手当の支給に関し、学長へ依頼する際の案を検討するために教育学部教授会において検討したものであり、あくまでも教育学部の案として、学長

へ依頼するために教授会で了解を得たものである。

- △ 職員の給与に関することなどは、教授会で決定すべき事項ではなく、大学全体で検討すべき重要事項であると考えている。教育学部附属学校関連の管理職手当については、学長提案として、この部局長会議の場において提案し、了承願うこととしたい。

次いで、学長から、本来の教育研究以外の業務に対する手当については考慮する必要があるが、予算も限られており、4月からの法人化に当たっては、当面、現行の形でスタートし、今後、全体の流れを見ながら十分に検討することとしたい旨の説明があり、審議の結果、法人化後の指定職俸給表の適用及び管理職手当については、原案どおり了承された。

なお、審議の過程で、指定職の職員と兼業の関係、職種別の俸給表の適用方法、特別昇給等の適用などに関する質疑応答があった。また、附属病院長の専任化に関し、学長から、附属病院独自でその運用を決定して附属病院長を専任化させることは不可能であり、今後は役員会や経営協議会などにおける審議の上で、決定することとなる旨の説明があった。

4 報告事項

(1) 国立大学法人の中期目標及び中期計画について

学長から、国立大学法人の中期目標及び中期計画について、次のような説明があった。

- 国立大学の中期目標及び中期計画に関し、文部科学大臣から、資料2のとおり、国立大学評価委員会からの意見を踏まえ、素案の修正検討についての通知があった。

現在、学長の下で修正案を検討しており、3月5日開催の大学改革推進委員会及び同法人化専門委員会の合同委員会に提案し、部局に持ち帰り検討願う予定としている。また、3月13日開催の運営諮問会議で意見等を伺い、各部局からの意見等と併せて検討の上、よりよい案を作成したいと考えている。

中期計画に記載することが必要な事項（予算、収支計画及び資金計画等）についても、3月18日までに文部科学省に提出する必要があるため、事務的に部局の事務と打合せながら早急に対応しているが、時間的な問題もあり、提出する内容については学長に一任願いたい。

なお、文部科学省へ提出した内容については、3月19日開催の評議会で報告することとしている。

(2) 日本経済新聞「研究力」ランキングについて

工学部長から、2月16日付けの日本経済新聞に掲載された全国93大学工学部の

研究力ランキングにおいて、本学工学部は60位以内に入らなかった旨の報告と、本調査の具体的な内容について説明があった。

次いで、本調査は、知的財産本部やTLOが設立されていない段階での調査であったため、①ほとんどの教官が企業等を通じて特許を申請していることから、大学として把握している特許件数が少なかったこと、②知的財産本部やTLOを通じた技術移転実績が存在していなかったことなどが大きな減点となった旨と、一方、工学部教授会において、構成員に対し、より一層の努力を要請した旨の報告があった。

(3) 次回部局長会議の開催日時について

総務課長から、次回の部局長会議の開催日時について、連絡があった。

以 上